

東京都北区意思疎通支援事業実施要綱

18北福障第1105号
平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者（以下「通訳者」という。）を東京都北区福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に配置すること及び聴覚障害者等の申し出により通訳者及び要約筆記者（以下「通訳者等」という。）の派遣を行うことにより、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通訳者等の派遣を受けられる者（以下「対象者」という。）は、北区内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けたもの（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合は15歳未満である本人）のうち聴覚障害者等とする。

(通訳者派遣対象事項)

第3条 次の各号に定める事項は、この要綱による通訳者派遣の対象としない。

- (1) 営業活動に関する事。
- (2) 趣味、娯楽及び遊興に関する事。ただし、福祉部障害福祉課長（以下「課長」という。）が聴覚障害者等の自立や生活の質の向上に資すると認められた場合を除く。
- (3) 政党活動に関する事。
- (4) 宗教活動に関する事。

(通訳者等)

第4条 この要綱により派遣する通訳者等は、身体障害者の福祉に理解と熱意があり、手話及び要約筆記技術を有する年齢20歳以上の者で、東京都北区（以下「区」という。）の行う登録手話通訳者認定試験に合格した者（以下「登録手話通訳者認定試験合格者」という。）及び社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会の東京手話通訳等派遣センター（以下「都派遣センター」という。）登録者（以下「都派遣センター通訳者」という。）とする。

- 2 登録手話通訳者認定試験合格者は、北区手話通訳派遣事業登録通訳者（以下「登録通訳者」という。）として北区派遣通訳者登録台帳（別記第1号様式）に登録する。
- 3 区長は登録通訳者に委嘱状（別記第2号様式）及び北区登録手話通訳者証（別記第3号様式）を交付する。
- 4 登録通訳者は、派遣されるときは必ず北区登録手話通訳者証を携帯するものとする。

5 通訳者等は、この要綱による派遣業務に関することで知り得た対象者個人に関する情報を外部に漏らしてはならず、派遣終了後も同様とする。

（連絡所）

第5条 第1条に規定する目的のため、聴覚障害者等に対する福祉に関わる相談及び聴覚障害者等に対する東京都北区役所庁舎内での手話通訳活動を行う東京都北区手話通訳連絡所（以下「連絡所」という。）を福祉事務所内に設ける。

2 連絡所の開所日は東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する休日以外の日とする。

3 連絡所の開所時間は、前項の開所日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（連絡所員）

第6条 区長は、登録通訳者のうちから、第1条の目的のために連絡所に勤務する東京都北区手話通訳連絡所員（以下「連絡所員」という。）を配置する。

2 連絡所員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

3 区長は、連絡所員の職務を補助するため、連絡所に東京都北区手話通訳連絡所補助員（以下「連絡所補助員」という。）を配置する。ただし連絡所補助員は、連絡所員以外の登録通訳者とする。

4 課長は、連絡所補助員に委嘱状（別記第4号様式）を交付する。

5 連絡所補助員が連絡所に勤務する時間は、次のとおりとする。

（1）午前勤務 午前9時から午後1時まで

（2）午後勤務 午後1時から午後5時まで

6 課長は、緊急に必要ながあると認めるときに限り、連絡所員を登録通訳者として派遣することができる。

（連絡所分室）

第7条 障害福祉課赤羽障害相談係内に連絡所の分室として、東京都北区手話通訳連絡所赤羽分室（以下「連絡所分室」という。）を置く。

2 連絡所分室の開所日は東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する休日以外の日とする。

3 連絡所分室の開所時間は、前項の連絡所分室開所日の午前9時から午後5時までとする。

（連絡所分室の補助員）

第8条 連絡所分室の職務のため連絡所分室補助員1名を配置する。ただし、連絡所分室補助員は、連絡所員以外の登録通訳者とする。

2 課長は、連絡所分室補助員に委嘱状（別記第4号様式）を交付する。

- 3 連絡所分室の連絡所分室補助員の勤務は、午前午後の交代制とする。
- 4 連絡所分室補助員が連絡所分室に勤務する時間は、次のとおりとする。
 - (1) 午前勤務 午前9時から午後1時まで
 - (2) 午後勤務 午後1時から午後5時まで
- 5 課長は、緊急に必要ながあると認めるときに限り、連絡所分室補助員を登録通訳者として派遣することができる。

(登録通訳者の派遣申請)

第9条 登録通訳者の派遣を受けようとする者は、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(派遣の決定及び通知)

- 第10条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録通訳者の派遣の必要性の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助交付決定（申請却下）通知書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第6号様式）により当該申請者あて通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により決定した場合は、申請者あて地域生活支援（意思疎通支援）受給者証（別記第5号様式）を交付する。

(派遣方法)

- 第11条 登録通訳者の派遣を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で予約するものとする。
- (1) 派遣日時及び所要時間
 - (2) 派遣先及びその所在地
 - (3) 依頼目的
 - (4) 対象者に実費負担が見込まれるかの確認及び対象者の実費負担了承の確認
- 2 登録通訳者の派遣は、原則として午前9時から午後9時まで行う。ただし、急患、火災その他の緊急事態により、課長が別に定める方法により、登録通訳者を派遣すること（以下「緊急派遣」という。）の依頼があった場合は、この限りではない。
 - 3 対象者が15歳未満の場合は、保護者に派遣の同行を求める。
 - 4 登録通訳者の派遣に実費負担が見込まれる場合は、対象者が実費負担を行う。
 - 5 登録通訳者の派遣の調整は、連絡所が行う。
 - 6 都派遣センター通訳者の派遣の調整は、都派遣センターが行う。

(登録通訳者による報告)

第12条 派遣された通訳者は、派遣された月の翌月10日までに北区手話通訳派遣報告

書（別記第7号様式）及び意思疎通支援サービス提供確認書（別記第8号様式）により区長へ報告することとする。

（都派遣センターによる報告）

第12条の2 都派遣センターは、派遣した都派遣センター通訳者の報告を派遣した月の翌月10日までに、派遣実績（別記第8-2号様式）及び手話通訳依頼受理票・確認票（別記第8-3号様式）により区長へ報告することとする。

（費用）

第13条 第6条第5項各号及び第8条第4項各号に規定する時間に勤務した場合に支払う報償費は、次の各号のとおりとする。

（1）第6条第5項各号に規定する勤務 6,000円

（2）第8条第4項各号に規定する勤務 6,000円

2 この要綱により派遣された登録通訳者に対し、次の各号により報償費を支払うものとする。

（1）派遣通訳者報償費 2時間まで 4,400円
以後2時間を超えた場合を延長時間とし、1時間ごとに1,300円を支払うものとする。

（2）映像収録に係る通訳者報償費 4時間まで 14,000円
以後4時間を超えた場合を延長時間とし、1時間ごとに3,500円を支払うものとする。

（3）緊急派遣に係る通訳者報償費 2時間まで 5,500円
以後2時間を超えた場合を延長時間とし、1時間ごとに1,800円を支払うものとする。

（4）緊急派遣に係る通訳者報償費（特例交通費相当分）
緊急派遣で、1回の派遣に係る登録通訳者の交通費等の実費が500円を超える場合は、その超えた部分に相当する額のうち障害福祉課長が必要と認める額

（5）派遣中止による待機 2,600円

3 報償費の支払いは、第11条により派遣された登録通訳者又は連絡所補助員の北区手話通訳派遣及び連絡所勤務報償費請求書（別記第9号様式。以下「請求書」という。）による請求により、当該登録通訳者及び連絡所補助員の銀行又は信用金庫の口座に振り込むことによる。

4 第2項第3号に規定する額を請求する者は、請求書に緊急派遣交通費内訳書（別記第10号様式）を添付するものとする。

5 この要綱により派遣された都派遣センター通訳者への費用は、都派遣センターに対し、別表のとおり費用を支払うものとする。ただし、費用にはいずれも交通費を含むものとする。

（通訳者の派遣の停止）

第14条 区長は、通訳者等の派遣の決定を受けた者がこの要綱に反し、若しくは不正な方法によって通訳者等の派遣を依頼しようとした場合は、通訳者等の派遣の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(費用の支払い停止及び返還)

第15条 区長は、次の各号の一に該当した場合は、報償費の支払い停止又は返還を命ずることができる。

- (1) 対象者がこの要綱に反し、若しくは不正な方法によって通訳者等の派遣を依頼し、通訳者等を派遣した場合
- (2) 通訳者等が、通訳者等の派遣依頼がこの要綱の規定に反し、若しくは不正な方法による派遣の依頼であることを知りながら費用の請求又は受領をしようとした場合
- (3) 通訳者等が虚偽の請求をした場合

(疑義の解決)

第16条 この事業の適正な運営を図るため、区、登録通訳者、都派遣センター及び北区聴覚障害者協会の代表者により、事業に関する疑義について協議することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関して必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 東京都北区手話通訳事業実施要綱（昭和56年6月19日区長決裁54北厚福発第514号）は、廃止する。

付 則（18北福障第1563号平成19年3月20日区長決裁）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（19北福障第4227号平成20年3月31日区長決裁）
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（20北福障第4394号平成21年4月1日区長決裁）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（22北福障第4469号平成23年3月14日区長決裁）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（23北福障第4500号平成24年3月1日区長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（24北福障第4671号平成25年3月15日区長決裁）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 付 則（25北福障第4882号平成26年3月17日区長決裁）
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 この要綱の施行の際、すでに交付している地域生活支援（コミュニケーション支援）受給者証は、第10条第2項に定める地域生活支援（意思疎通支援）受給者証とみなす。

付 則（26北福障第3008号平成26年9月16日区長決裁）
この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

付 則（27北福障第4907号平成28年3月31日区長決裁）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（30北福障第5354号平成31年3月15日区長決裁）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31北福障第5532号令和2年3月27日区長決裁）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2北福障第5338号令和3年3月29日区長決裁）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3北福障第4042号令和3年12月14日区長決裁）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（3北福障第5212号令和4年3月14日区長決裁）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4北福障第4781号令和5年2月6日区長決裁）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5北福障第5020号令和6年2月27日区長決裁）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6北福障第4585号令和7年3月4日区長決裁）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。